作成:2020年05月01日 更新:2020年11月01日

島根データセンター友の会 会則

Version. 20201101.01

目次

第一条(名称)	3
第二条(場所)	
第三条(目的)	
第四条(事業)	
第五条(会員)	
第六条(役員)	
第七条 (入会及び会費)	
第八条 (入会の承諾)	
第九条(会員資格の喪失)	
第一○条 (会費支払いの条件)	
第一一条 (会費)	
第一二条(個人情報の取り扱い)	
第一三条(附則)	
X/	

第一条 (名称)

本団体は島根データセンター友の会(Shimane Data Center Club、略称:SDCC)と称する。

第二条 (場所)

本団体は、主たる活動場所を(オンライン非公開) に置く。

第三条(目的)

本団体は、島根県内、並びに日本国内外のデータセンターに関心を持つ学生、エンジニアにより、データセンターに関するシステムを構築、運用することにより、技術者を育成するとともに、データセンターに関する技術の研究を行い、情報技術の向上と発展に貢献することを目的とする。

第四条(事業)

本団体は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1. データセンターの設計、建築、構築、運用
- 2. インターネット運用に関するネットワークの設計、構築、運用
- 3. 本会の活動に賛同する個人又は、団体への設備の提供
- 4. その他、前条の目的を達成するために必要となる活動

第五条 (会員)

本団体の会員は正会員及び協力会員、賛助会員の3種類とする。

1. 正会員

島根県内に在住する者、若しくは過去に島根県内に在住していた者で、本団体のデータセンター、ネットワーク設備、資源を利用する個人又は、本部所在地が島根県内かつ本団体のデータセンター、ネットワーク設備、資源を利用する団体。

2. 協力会員

本団体のデータセンター、ネットワーク設備、資源を利用する個人又は団体で前項以外の者。

3. 賛助会員

正会員および協力会員から併せて2名以上の会員から推薦を受けた、本団体の活動に賛同する個人又は団体。

第六条(役員)

本団体は次の各号に掲げる役員を置く。

- 1. 会長
- 2. 会計

第七条 (入会及び会費)

- 1. 本会への入会を希望する者は入会希望申請書を会長に提出し、会長がこれを受理した時点より入会を認める。
- 2. 入会希望申請書には、入会を希望する者の、氏名、住所、電話番号及び、緊急連絡先を記載するものとする。
- 3. 本会へ入会した者のうち、第一○条で会費の支払い条件に該当する者は、本会を維持運営するために必要な 経費を会費として分担しなければならない。

第八条 (入会の承諾)

本団体は次のいずれに該当すると判断したとき、入会を承諾しない。

- 1. 入会希望にあたり虚偽の内容を記載した申請書を提出したとき。
- 2. その他本団体の業務の遂行上支障があるとき。

第九条 (会員資格の喪失)

会員は次に掲げる各号のとき、会員の資格を失う。

- 1. 会員継続の意思を示さなかったとき。
- 2. 本団体の事業を故意に妨害し、又は名誉を傷つけたとき。
- 3. 本団体の目的、規則に違反する行為があったとき。

第一○条(会費支払いの条件)

会員は次に掲げる各号の時、会費を分担しなければならない。

- 1. 本会が所有する IP アドレス資源及び ASN 資源を利用する場合。
- 2. 本会が所有する設備を使用する場合。

第一一条 (会費)

会費は次の各号の通り定める。

1. ASN/IP 資源利用料は(別紙イ)「SDCC ネットワーク資源利用料規則」の通り定める。

第一二条(個人情報の取り扱い)

1. 個人情報

個人情報とは、会員個人に関する情報であって、当該情報を構成する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、 趣味その他の記述等により当該会員を識別できるものをいう。

2. 利用目的

収集した個人情報は以下の目的で使用する。

- (ア) 大会への参加者の管理
- (イ) 外部宿泊施設への提供
- (ウ) データセンター、ネットワーク設備の適正利用に関する業務
- (エ) その他会の運営に関わる一切の業務
- 3. 収集方法

当会において、個人情報を収集する際は、使用の目的と管理について明記又は、掲載し、本人又は法定代理 人の同意を得る。

4. 個人情報の委託並びに第三者への提供

本会は利用目的に必要な範囲内において、取得した個人情報の取扱いの全部又は、一部を委託する場合がある。この場合には、委託先と安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結するとともに、委託先への必要かつ適切な監督を行う。

5. 提供の例外

以下に掲げる場合は、事前に同意を得ずに第三者に個人情報を提供する場合がある。

- (ア) 法令に基づく請求があった場合。
- (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると き。
- (ウ) 公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 6. 個人情報の開示

本会は、個人情報に関して、本人からの開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去および第三者への提供停止の求めがあった場合、誠実に対応する。

第一三条 (附則)

この会則は令和2年7月1日より施行する。

別紙イ「SDCC ネットワーク資源利用料規則」の改正及びその他の改正は令和2年11月1日より施行する。

SDCC ネットワーク資源利用料規則

1. 利用料算出方法

SDCC ネットワーク資源の利用料は、7月を起点とし、翌年の6月末までを1契約期間として、年額の計算を行う。 SDCC ネットワーク資源の利用料は、それぞれ、RIR/LIR より割当られた IPv4 アドレス、IPv6 アドレスの利用量に応じた価格を合算した金額を請求額とする。

2. 資源計算方法(APNIC 割当分)

本項目においては、APNICより割当を受けた資源について計算する。

IP アドレス資源の利用料については、APNIC から請求のあった利用料について、それぞれ2分の1として、IPv4、IPv6 アドレス割当量に応じた課金とする。

(ア) IPv4 アドレス利用料の計算方法

下記計算式により算出する。

IPv4 利用料=

{(利用者が割当を受けている IPv4 アドレス数)/(当団体が所有するすべての IPv4 アドレス数)}×APNIC より請求のあった金額の2分の1の金額

(イ) IPv6 アドレス利用料の計算方法

下記計算式により算出する。

IPv6 利用料= $\{(利用者が割当を受けている IPv6 アドレス総数を <math>2^{\circ}80$ で除し、小数点以下を切り捨てた値)/ (当団体が利用者に割り当てている IPv6 アドレス総数を $2^{\circ}80$ で除し、小数点以下を切り上げた値) $\} \times APNIC$ より請求のあった金額の2分の1の金額

(ウ) 例外

当団体が非固定的に割り当てた IPv4/IPv6 アドレスについてはその利用料を免除する。 下記アドレスレンジより割当を受けた IPv6 アドレスについてはその利用料を免除する。

•2001:DF4:1780::/48

3. 中途契約、中途解約の取り扱い

- ・契約期間の途中で契約(新規契約、追加契約を含む)を行う場合、又は契約期間の途中で解約(完全解約、部分解約を含む)を行う場合は、月割りで計算を行う。
- ・月の途中での解約の場合は、その月末までの利用料を計算する。
- ・月の途中で契約を行った場合は、翌月から利用料を計算する。
- ・最低利用期間はこれを定めない。

SDCC 令和3年分キャンペーン詳則

- 1. 本規則は、SDCC 令和3年分(令和3年7月1日~令和4年6月30日)までの SDCC ネットワーク資源利用料に対して 適用されるキャンペーンについてその詳細を定めます。
- 2. キャンペーン内容

本詳則に定める場合を除き、すべての利用者のネットワーク資源利用料を無償といたします。

- 3. 例外
 - ・本ネットワークを用いて日本法に定められている犯罪行為を行い、日本国の裁判所において、有罪の確定判決を受けた場合。
 - ・別途契約のある場合を除き、商用目的で本ネットワークを利用した場合。ただし、軽微なアフェリエイトサイトの運営など、専ら商用を目的としない場合は除く。